

第3回登別市水道事業運営審議会議事録

開催日時

平成30年5月25日（金）午後2時00分

開催場所

登別市役所 第二委員会室

出席者

委員9名（会長、副会長含む）

事務局

9名

1 開会

（会長）

皆さん、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。第2回登別市水道事業運営審議会を開催いたします。

前回の第2回審議会では、事務局にて用意しました「漏水状況の経年比較について」、「前回料金改定による使用水量及び料金収入への影響について」、「登別温泉浄水場の現状と更新による効果について」の説明を受け、これらに関する質疑を行いました。

その後、住民説明会の開催結果報告を受け、今までの資料の内容を踏まえて、諮問事項に関する審議を行いました。

その結果、水道料金改定の実施については、水道事業が置かれている現状を考慮すると、水道料金の引き上げについてはやむを得ないものとなりました。

また、水道料金改定の内容につきましては、急激な市民負担に配慮しまして、4年間の事業運営に最低限必要な改定率としまして、時期につきましては、2020年度の財源不足に備えるため、2019年4月1日とすることが適当との意見で一致しましたので、この審議の結果を踏まえて答申案をまとめました。

本日は、答申案について審議を行い、異論がなければ、答申を決定したいと考えております。この答申案に書かれている内容としましては、今までの審議の内容を踏まえたものになっておりますが、前回2回目の審議会で意見のありました水道の民営化については、後ほど答申に載せるべきかどうかと内容について、お渡ししている答申案について一通り確認後に審議を行いたいと考えております。

審議に先立ちまして、まずは日程2の議事録署名員の選出を行いたいと思います。

2 議事録署名委員選出

(会長)

議事録署名委員につきましては、前回の審議会におきまして、1回の会議ごとに五十音順で二名ずつお願いすることとなっております。

3 答申案の説明

(会長)

それでは日程3の答申案の説明に移ります。前回の審議会においての、審議結果を踏まえて、答申案をまとめましたので、説明をいたします。

読んでいながら説明したいと思しますので、事前に送付しております、答申案をご準備下さい。

構成としましては、まず表紙がございます、その次に登別市の水道事業の運営に係ります現在の状況を前文として記載しております。その次に、水道料金改定の実施について、またその内容についてを記載し、後付帯意見を記載しており、別表として料金表をつけるというような構成にしております。

それでは、表紙はこのままでいいと思しますので、前文より読んでいきたいと思います。

「水道事業は、市民生活や企業の経済活動等を支えるライフラインとして重要な役割を担っており、その事業運営にあたっては、安全で安心な水道水を安定して供給できる体制が必要である。

また、水道サービスを安定して提供するために必要な水道施設等の経年化による更新や耐震化に要する投資的経費の増加が見込まれる一方で、人口減少及び生活様式の変化など水需要の低迷に伴う給水収益の減少が見込まれる中、登別市の水道事業を取り巻く経営環境はますます厳しい状況になっており、いかに持続可能な経営を実現していくかが課題となっている。

加えて、登別市では2007年度の料金改定以降、水道料金を据え置いてきた経緯があり、この間、支出の削減や未収金の解消に向けた取組とともに、必要最小限の水道施設等の整備を行ってきたが、そうした事業運営にも限界が生じつつある。

こうした中、登別市では2017年度に今後12年間の経営見通しを「登別市

水道事業経営戦略」としてまとめたところであり、今後は、経営戦略を指針として、中長期的な視点から、計画的な経営を行うことが必要である。

本審議会では、上記の認識の下、登別市からの諮問に基づき、水道料金の改定について慎重に審議を行ってきたが、3回にわたる審議により結論を得たことから、次のとおり答申を行う。」

これが前文になっております。次のページに移りまして、答申の内容としまして、

「1 水道料金改定の実施について、水道事業が置かれている現状を考慮すれば、水道料金の引き上げはやむを得ない。」次に、

「2 水道料金改定の内容について、今改定期では、急激な市民負担を考慮し4年間の事業運営に最低限必要な改定率による改定とする考え方は適当である。

また、改定後の料金表については、別表のとおりとするのが適当である。

改定時期については、2020年度の財源不足に備えるため、2019年4月1日とすることが適当である。」最後に付帯意見としまして、

「第1に、事業の健全化を確保するため、経営戦略に基づく事業遂行とその進行管理を行い、特に、将来を見据えた適正な建設投資、効率的な経営による経費削減、未収金対策について取り組むこと。

第2に、水道利用者である市民に水道事業に対する関心・理解を深めてもらうための情報提供や意見交換に取り組むこと。」としており、次のページに別表を掲載しております。内容につきましては、後ほど確認していきますが、構成につきまして、皆さんより質問等ございますでしょうか。

(委員)

初歩的なことですが、答申書とはどこで、どのように使われていくものなのでしょうか。

(会長)

料金改定について、市より審議会に諮問された事項を調査、審議して、結論を審議会として出して、答申書としてまとめ、市長に渡すものです。それを踏まえて、市として判断するものであります。

(委員)

市民も答申書を閲覧できるものなのでしょうか。

(事務局)

ホームページで公表いたしますので、どなたでも閲覧は可能です。

(会長)

その他、質問等ありませんでしょうか。無いようですので、日程4の答申案に関する審議に移ります。

4 答申案に関する審議

(会長)

答申案の内容について確認していきますが、まず前文ですが、長いので段落毎にいきたいと思います。

「水道事業は、市民生活や企業の経済活動等を支えるライフラインとして重要な役割を担っており、その事業運営にあたっては、安全で安心な水道水を安定して供給できる体制が必要である。」としておりますが、この部分につきまして、修正すべき点や加筆すべき点等ございますでしょうか。

(委員)

安全で安心な水道水を安定して供給できる、という言葉が色々な場面で使われていますが、水道法というのは憲法25条からきているということが解りまして生存権にあたるものなので、生存権という言葉が文言に取り込むことはどうでしょうか。命の水ということで、市民に伝える際に、安全、安心と言うと流されてしまうような感じがして、もう少し、自分達の命を支えているものだというところをアピールできるような感じにしたいかがでしょうか。

(会長)

安全、安心と言うと、普通な感じがするので、生存権とするとインパクトはあると思うが、一方で水と生存権が繋がるのかという疑問を持つ方も出てくるかもしれないと思うが、他の委員の皆様はどう思いでしょうか。

(委員)

市民に向けて説明しているもので、解りやすい表現をしているものは、ないのでしょうか。良質で豊富に低廉というキーワードが通常よくでてきますが、生存権という少し離れてしまうような感じがするので、生活に必要なものであるというようなことを含んだ言葉はどうでしょうか。

(委員)

安全、安心と言うと、色々な場面で使われている言葉なので、簡単に使われているイメージがあると感じます。しかし水というのは、命に直結しているものだという意識が審議会を通して強く感じているところではあります。

(事務局)

事業を運営していくなかで、未収金対策として、支払いがされなくやむを得ず給水停止をして収納率の向上を図っているということもありますので、生存権に反する給水停止の措置というものがどうなのかという部分もあり、生存権という強い言葉で言われると、現場としては対応に苦慮するところがあります。

(委員)

ただ、事業運営を行っている中では、当然生存権ということ踏まえているとは思いますが。

(事務局)

水というのは、命を守るものという、必要不可欠なものという認識は当然持っております。しかしどうしても、必要不可欠な水を停止するということがありますので、そうすると生存権に反することにもなりますので、生存権という言葉を使うことは難しいのではないかと思います。

(委員)

わかりました、それでは先ほど委員が言われました、水道法に謳っているという3つの言葉を使うというのはどうでしょうか。

(委員)

これらの言葉は、水道法に書いてある原文になりますので、答申書にそのまま記載するというのはどうかとも思いますが。

(事務局)

水道ビジョンでは、基本理念として、安全と強靱と持続を掲げています。

(委員)

水道法では、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする、と書かれています。

(委員)

今まででてきたことは、安全、安心にという中に全て盛り込まれていると思いますが。強靱は安全に含まれると思いますし、持続や良質な部分が安心に含まれると思いますので、安全、安心という言葉でいいのではないかと思います。

(会長)

生存権と言い切ってしまうのは難しいかなとは思いますが、市民生活に必要な不可欠であるということ補足するには、市民生活や企業の経済活動等を支えるライフラインとして重要な役割と書いている部分を、もっと強める表現にするのがいいのでしょうか。ただし、生活に必要なという言葉中途半端に加えてもいか

がなものかとは思いますが。

(委員)

市民が関心を持ってくれるように、ある程度強い言葉を使ってもいいのかなと思います。生存権というと、自分達の命に直結していると感じてもらえるのではないかと考えたのですが。

(会長)

ただ、生存権と言い切ってしまうと、未収金対策の給水停止との矛盾が出てきてしまうので、生存権とは書くことは難しいのではないかと思います。解りやすくということで、このような表現になっていますが、確かにインパクトという部分では足りないところもあるかもしれませんが、インパクトを出しつつ、解りやすい表現となると難しいのではないかと思います。

(委員)

あくまでも水道水の話なので、言葉をあまり華美にすると、その言葉が1人歩きする可能性もあると思います。今は日常、安全に安心して使用できる水道水が前提の話なので、あまり重い言葉を載せない方が、市民に対しては親切なのかなと思います。

(会長)

色々な意見がありましたが、全体としてはこのままの表現で良いとのことだと思いますがよろしいでしょうか。

(委員)

市民の方々が考えるチャンスになればいいとの思いですので、表現についてはこのままで問題ないです。

(異議なしの声あり)

(会長)

この段落についてはこのままの表現でいきたいと思います。続きまして、次の段落に移りたいと思います。

「また、水道サービスを安定して提供するために必要な水道施設等の経年化による更新や耐震化に要する投資的経費の増加が見込まれる一方で、人口減少及び生活様式の変化など水需要の低迷に伴う給水収益の減少が見込まれる中、登別市の水道事業を取り巻く経営環境はますます厳しい状況になっており、いかに持続可能な経営を実現していくかが課題となっている。」としておりますが、この部

分につきまして、修正すべき点や加筆すべき点等はございますでしょうか。

(なしの声あり)

(会長)

意見が無いようですので、この段落についてはこのままの表現でいきたいと思
います。続きまして、次の段落に移りたいと思います。

「加えて、登別市では2007年度の料金改定以降、水道料金を据え置いてき
た経緯があり、この間、支出の削減や未収金の解消に向けた取組とともに、必要
最小限の整備を行ってきたが、そうした事業運営にも限界が生じつつある。」と
しておりますが、この部分につきまして、修正すべき点や加筆すべき点はござい
ますでしょうか。

(委員)

必要最小限の整備とありますが、主語が抜けているように思いますので、必要
最小限の水道施設等の整備としてはどうでしょうか。

(会長)

それでは、この間、支出の削減や未収金の解消に向けた取組とともに、必要最
小限の水道施設等の整備と修正したいと思しますので、事務局は修正をお願いい
たします。

続きまして、次の段落に移りたいと思います。

「こうした中、登別市では2017年度に今後12年間の経営見通しを「登別
市水道事業経営戦略」としてまとめたところであり、今後は、経営戦略を指針と
して、中長期的な視点から、計画的な経営を行うことが必要である。」としてお
りますが、この部分につきまして、修正すべき点や加筆すべき点はございますで
しょうか。

(なしの声あり)

(会長)

意見が無いようですので、この段落についてはこのままの表現でいきたいと思
います。続きまして、次の段落に移りたいと思います。

「本審議会では、上記の認識の下、登別市からの諮問に基づき、水道料金の改
定について慎重に審議を行ってきたが、3回にわたる審議により結論を得たこと

から、次のとおり答申を行う。」としておりますが、この部分につきまして、修正すべき点や加筆すべき点はございますでしょうか。

(なしの声があり)

(会長)

意見が無いようですので、続きまして内容に関して確認していきたいと思えます。

まず、1番目水道料金改定の実施について、前回までの審議会の結果を踏まえまして、引き上げはやむなしとの内容になっております。

「水道事業が置かれている現状を考慮すれば、水道料金の引き上げはやむを得ない。」としておりますが、この部分につきまして、修正すべき点や加筆すべき点はございますでしょうか。

(なしの声があり)

(会長)

意見が無いようですので、続きまして2番目水道料金改定の内容について、確認していきたいと思えます。こちらも前回までの審議会の結果を踏まえまして、改定率と改定期間について記載しております。

「今改定期では、急激な市民負担を考慮し、4年間の事業運営に最低限必要な改定率による改定とする考え方は適当である。

また、改定後の料金表については、別表のとおりとするのが適当である。

改定期間については、2020年度の財源不足に備えるため、2019年4月1日とするのが適当である。」としておりますが、この部分につきまして、修正すべき点や加筆すべき点はございますでしょうか。

(委員)

急激な市民負担を考慮し、とありますが、主語が抜けているように思いますがどうでしょうか。

(会長)

それでは、急激なの後に、「水道料金の引き上げによる」を加筆したいと思えますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

(会長)

それでは、急激な水道料金の引き上げによる市民負担を考慮し、と修正いたしますので、事務局は修正をお願いします。

続きまして、3番目付帯意見を確認していきたいと思います。

「第1に、事業の健全化を確保するため、経営戦略に基づく事業遂行とその進行管理を行い、特に、将来を見据えた適正な建設投資、効率的な経営による経費削減、未収金対策について取り組むこと。」としておりますが、この部分につきまして、修正すべき点や加筆すべき点はございますでしょうか。

(委員)

とても抽象的な表現になっていますが、具体的にはどのようなことで、これを受け市はどのような事を、いつ行っていくのでしょうか。

(事務局)

経営戦略の説明時に説明しましたとおり、事業運営に関しては4年毎に検証を行ってまいりますので、その時に付帯意見を踏まえた事業運営が出来ているか見えてくると思います。また、毎年度決算の際には1年間の状況を見ていきますので、4年毎に全体の見直しはするものの、毎年決算と計画を検証していきます。

また、今回付帯意見を頂きましたので、その意見に沿った事業運営を行っていきたいと考えております。

(委員)

1年毎の決算の結果は、市民に報告されるものなののでしょうか。

(事務局)

決算は議会に報告して、認定を受けております。また、決算状況につきましては、広報誌やホームページで公表しております。

また、経費の削減状況や未収金対策についても、収納率が決算時には解りますので、それを検証していくようにはなります。

(会長)

他に意見が無いようですので、付帯意見の続きを確認していきたいと思います

「第2に、水道利用者である市民に水道事業に対する関心・理解を深めてもらうための情報提供や意見交換に取り組むこと。」としておりますが、この部分につきまして、修正すべき点や加筆すべき点はございますでしょうか。

(委員)

この部分についても、具体的にはどのようなことがあるのでしょうか。

(会長)

この部分を記述した時に思ったことは、今は事業の状況を一方的に公開して終わってしまっているのもう、もう一歩踏み込んで、市役所からだけではなく、市民からの意見も取り込んでいくことで、意見交換と記述し、審議会から市へのそのような取り組みを行って行ってほしいとの意味合いで書いています。

ただし、実際には現在、有効的な活動を行っている自治体はありませんので、今後研究等を重ねながら取り組んでいく必要があると思いますので、今具体的な活動を示すことは難しいと思います。

(委員)

今までは、意見交換がなかったのもう、今後意見交換を行っていくということによってよろしいのでしょうか。

(会長)

審議会としては、市役所と市民の双方向で情報交換できるような仕組みを作るように水道グループにお願いをするということになります。

その他、何かございますでしょうか。

(なしの声があり)

(会長)

他に意見が無いようですので、付帯意見につきましては、このままの表現にすることにします。また、別表につきましては改定率を踏まえた表になっておりますので、特に問題等はないと思いますが、いかがでしょうか。

(問題なしの声があり)

(会長)

それでは、提案させていただきました、答申案につきましては、2箇所ほど修正いたします。

これに加えて、前回の審議会で見解がありました、水道事業の民営化について、委員より説明していただき、委員の皆様と審議をしていきたいと思っておりますので、委員よりよろしくお願いいたします。

(委員)

前回の審議会で、民営化についての提案をしたのですが、今回は資料を作成してきましたので、資料を基に説明いたします。

水道民営化と言われるようになったのは、2013年にアメリカで麻生副総理がスピーチで、「日本の水道は民営化します」と発言したことから始まったことがわかりました。

そして、2017年3月に水道法の改正案が提出されましたが、認可されずに再度2018年3月に改正案を提出されたところですので、実際にはまだ水道の民営化についての法律が制定された訳ではない状況です。

水道法のどの部分を改正するのかというと、広域化を推進するということと、民間事業に水道施設の運営権を譲渡するということがありました。広域化については、登別市は室蘭市にも水を提供しているとのことですが、何%位提供しているのでしょうか。

(事務局)

室蘭市に水を提供している訳ではなく、室蘭市と共同使用している千歳浄水場で作った水を室蘭市に送っており、その一部を登別市が活用しているという状況であります。

(委員)

そうすると、完全に広域化して事業を運営していると考えてよろしいでしょうか。

(事務局)

広域化とまでは言えないですが、共同化という形で運営しています。

(委員)

状況はわかりました。また、民営化の理由につきましては、水道施設が老朽化している、人口が減少している、水道料金が値上りしているということがあるようですが、これは現在の登別市の状況を表しているものと思いました。そうすると民営化に話が進んでもおかしくないような状況に登別市もあるんだと感じました。

次に、民営化になると言う事は、所有権は自治体になり、運営を民営で行うということになります。所有権については、自治体にしておくと借り入れのコストが安いという面があり、所有権については譲渡しないとの事です。水道料金につきましても、今までは自治体が決めていたが、民営化になると民間が決めることになります。また将来的には、外国企業への売却や民営化という話もでてくるよ

うです。さらに、水道事業によって利益が生れるということがあり、現在、自治体が運営している状況では利益が発生していないという話でしたので、民営化することによって、水が利益を生む仕組みになるということです。

次に、民営化によるデメリットですが、利益を生むために、水道料金が上がることや、水質が下がる可能性があると考えられます。

次に、外国の民営化はどのようになっているのかと言うと、ボリビアの例があり、アメリカのベクトルの子会社へ民営化したところ、200%以上の水道料金の値上げがあり、給料が100ドルとしたら、水道料金は20ドルという状況になり市民が生活出来ないようなレベルにまでなり、市民は川の水を飲んだりしていた中で、病気になったり命を落とす方も居たようです。そのような状況からボリビア政府は民営化から、再び公共事業に戻したという経緯があり、子会社に莫大な費用を支払ったようです。また、世界では180の自治体が、民営化から水道事業を「再公営化」に戻しているという状況もあることから、民営化は順調に進んでいないと感じました。

最後に、水道法は憲法25条の「生存権」からきているということを知りまして、今まで日本では水道法に基づき、水道事業で利益を得るようなことをしていなかったが、水道事業をビジネスとして、利益を得るようにすることが、民営化になるということと理解しました。

委員の皆様は、この民営化について、どうお考えでしょうか。

(会長)

提出していただいた資料を見ますと、民営化については委員としてはポジティブには捉えていないと感じましたが、これを付帯意見としてどう加えていきたいとお考えでしょうか。

(委員)

国が水道法を改正すると、水道事業の民営化も選択肢の一つになってくるので水道というものを、もっと自分のことだと真剣に考えてほしいというのが願いです

(会長)

市民の方にとということでしょうか。

(委員)

市民の方にと言うことで、後は、どうしたら民営化を防ぐことが出来るのかを考えています。

(会長)

資料に書かれています通り、運営権の全てを譲渡した場合は良い結果が出てい

ないというのも事実ではありますが、運営権の全てを譲渡することだけが民営化ではなく、事務の一部を民営化する等、市で行うと合理的ではない部分だけを、お願いするような形や色々とありますので、一概に民営化が全て良くないと言いきるのは難しいところがあると思います。

(委員)

将来的に水道事業の民営化が、おこるかもしれないということ、市民の方に知ってもらいたいという気持ちです。

(会長)

市民の皆さんに水道事業について、色々な問題があると思われる民営化について考えてほしい、という情報を提供してほしいということだと思いますが、登別市としては、民営化についてどのような方針を持って、事業運営されているのか説明していただけますでしょうか。

(事務局)

以前お配りしました、経営戦略の22ページに、民間活力の検討と項目がありますが、

「当市では、行政が担うべき役割を検討し、民間が担うべきもの、担うことが可能なものについては、積極的に民間活力を導入することとしています。

水道室では、市の考え方に基づき、業務に関する技術継承を勘案しながら、民間の有する専門性や機動性、ノウハウを生かし、より質の高いサービスを低いコストで提供できるよう民間委託等の導入について検討を行います。」

と考えており、会長が言われた通り、どの部分が効果的なのかというところをこれから検証していきたいと考えております。

(会長)

ありがとうございます。登別市の現状としては、全部の運営権を譲渡してしまうというようなことは考えていないとのことで、あくまでも利用されている市民の負担等を考慮しながら、安心、安全な水を確保できるのであれば、活動の一部を委託するという可能性はあります、との方針で行っていくとのことです。

このような方針ですが、民営化について市民に理解をしてもらうような情報提供を、市が行うべきものなのか、ということがあると思いますが、付帯意見として答申書に載せるべきものかどうかを、委員の皆様から意見をいただきたいのですが。

(委員)

民営化については、決定事項ではないですし、市としては民間に委託できると

ころについては検討していくとのことなので、また、付帯意見に、「情報提供や意見交換に取り組むこと。」とありますので、あえて意見として民営化については載せなくてもいいと思います。

(委員)

民営化という言葉が、色々な意味を持っており、登別市でも下水道の施設運営は民間に委託されていますし、そういう部分は多くなってきていて、民間活力の検討と言っているのは、施設運営にあたって、市が専門的に運営できる人を雇用するのは難しいので、全国展開しているような施設運営に特化したような民間に委託するというのは、どこの自治体も職員が減っていくなかでは、考えていけないと思います。その様な意味での、民間活力の検討というのは、答申書の「安全で安心な水道水を安定して供給できる体制が必要である」との中に含まれていると思いますので、あえて記載しなくてもいいと思います。

また、先程説明のありました、運営権についての話ですが、これはほとんどが開発途上国で、これからインフラ整備を行うような所で、その資金を政府が持っていないので、民間に建設から運営までまかせて、結果として、水道料金がとても高くなってしまい、再公営化したということですが、日本の状況とは少し違うところがあるのかなと思います。ネット上に有る情報は、少し極端な例かなとも思いますが、人口が急激に減少した場合等はわかりませんが、ここ10、20年位は水道法に書かれている、清浄で豊富低廉な水の供給ということは守られていくと思います。ただし水道事業に限らず、民間に委託する部分はでてくると思いますが、民営化とすると意味が広範囲になってしまうので、効率的な事業運営というところ、登別市も行っている民間活力の検討が含まれてくるのかなと思います。

今回は、答申書になりますので、細かい部分までは記載する必要がないと思いますので、例えば何かの説明会等で、民間活力の検討をしている内容等を具体的に説明なされればいいと思います。

(会長)

その他、何かございますでしょうか。

(なしの声があり)

(会長)

他に意見が無いようですので、民営化につきましては、民営化と記載してしま

うと、広く多くの意味が含まれてしまいますので、答申書には記載しないこととしてまとめたいと思います。

ただし、市民の方に知ってもらおうということは、とても大切なことですので付帯意見の第2にも書いておりますが、情報提供という部分で、今後の民営化の方針等を説明する機会を拡大していただくような対応をお願いしたいと考えております。

それでは、ここまでの審議結果に基づき、答申案の2箇所の加筆修正を行った後に、答申案に関する再審議をしたいと思いますので、修正作業が終了するまで中断いたします。

(一時中断)

(加筆修正作業後、修正後の文案が配布され、会議再開)

(会長)

それでは、会議を再開いたします。お手元に加筆修正された答申案が配布されましたので、その内容から確認していきたいと思います。

まず、前文の3段落目の

「加えて、登別市では2007年度の料金改定以降、水道料金を据え置いてきた経緯があり、この間、支出の削減や未収金の解消に向けた取組とともに、必要最小限の水道施設等の整備を行ってきたが、そうした事業運営にも限界が生じつつある。」

と修正いたしました。いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

(会長)

それでは、続きまして、2ページ目の水道料金改定の内容についてですが、

「今改定期では、急激な水道料金の引き上げによる市民負担を考慮し、4年間の事業運営に最低限必要な改定率による改定とする考え方は適当である。」

と修正いたしました。いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

(会長)

修正点について、問題等無いようですので、改めまして、審議会の答申についてはお配りした答申案で決定いたしますが、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

(会長)

異議なしの声がありましたので、本審議会の答申を決定いたします。答申書につきましては、後日市長に手交いたします。

5 その他

(会長)

続きまして、日程の5その他に移ります。委員の皆様から何か審議会についてございますでしょうか。

(委員)

前回の審議会で、値上げにつきまして賛成はしたのですが、生活困窮している方が今後水道料金を支払っていけるのかという疑問が浮かびまして、将来的に生活困窮者に対し、基本料金の半分を免除することや、補助制度を導入していただきたいと思えます。

(事務局)

今委員が言われた意見というのは、悩ましい部分でありまして、基本原則としましては、事業運営に係る費用については、使用者に公平に負担をしていただくということにはなっています。生活が困窮している方に関して、何かしらの配慮をした場合は、他の方に負担が掛かってくることとなりますので、公平性という点から見ると、難しいところがあると現状では思っています。しかし、値上がりが続く状況は避けていかなければなりませんので、一定の蓄えを持っていきながら急激な料金の負担増というのを抑えていかなければならないとは、考えています。

また、実際に事業体によっては、配慮しているところもあります、どのような方法をとっているかと言いますと、水道事業としてその部分を負担しているのではなく、福祉的な施策によって、一般会計が負担しているというような事例もございます。

この様な手法はありますが、現状では水道会計の中で、皆さんに公平な負担を

お願いしながら、事業運営を行っていきたいと考えています。

(会長)

他に何か委員の皆様よりございますでしょうか。

(なしの声あり)

(会長)

事務局より連絡事項等はございますでしょうか。

(事務局)

事務局より、本日行いました審議会の議事録につきまして、後日取りまとめましたら、委員の皆様には郵送したいと思っておりますので、ご確認をよろしくお願いいたします。確認が終わりましたら、委員2名に署名を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

2名の委員は署名を、よろしくお願いいたします。

6 閉会

(会長)

議事内容がすべて終了いたしましたので、最後に、私から一言申し上げたいと思います。

後日、私から市長に答申書を手交いたしまして、私ども委員は退任する運びになりますが、まずは会長といたしまして、委員の皆様には、円滑な審議にご協力をいただいたことにお礼を申し上げます。また、審議会を進めるにあたりまして日常の業務に加えまして、様々なご準備をしていただきました、都市整備部水道室水道グループの皆様にもお礼申し上げたいと思います。

今回の審議会についてですが、諮問事項の料金改定に加えまして、安心、安全な水の確保ですとか、行政と住民の相互のコミュニケーションのあり方等、含めまして、とても有意義な審議会になったのではないかと思います。

10年振りの料金改定という、まさに水道事業の転換期にあたる審議に関わらせていただいたことに感謝したいと思います。

今回の答申で、料金改定は、直近4年間を見据えてとなっておりますが、裏をかえしますと、余裕が無い状態でもありますので、計画よりもマイナスになると一気に状況が悪化するという厳しさも残っております。水道事業にとっては大変

厳しい状況ではあると思いますが、そういう部分を意識して経営を行っていくことが重要ではないかと考えております。

私としましても、昨年度下水道事業にも関わらせていただき、今回下水道事業に関わらせていただきましたので、これからも下水道事業の安定的な運営が図られるように見守っていきたいと思っております。

登別市にお住まいの委員の皆様におかれましても、市民の立場から下水道事業の運営を見守っていただければと思います。それでは、委員の皆様、ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。ここで都市整備部長より、ご挨拶申し上げたいと思います。

(部長)

会長、副会長、そして審議会委員の皆様、3月28日の第1回審議会から本日までの3回にわたり、皆様の貴重なお時間を頂きながら、本日、答申を決定していただいたことに、大変感謝申し上げます。

審議を中断している間、会長より後日、答申書の手交というお話がありましたが、日程調整をした結果、5月29日火曜日の14時から、会長より理事者へ答申書の手交式を行いたいため、会長におかれましては再度、登別へお越しいただき、手交を行っていただきたいと思っております。

今後につきましては、今回いただきました答申の内容、市民説明会の内容を踏まえまして、市で最終的な方針を決定し、その後市議会へ料金改定の提案をするという流れになっていきます。

本日いただきました付帯意見はもとより、審議会の中での専門的な知見からのご助言、あるいは市民目線からの、市民への情報提供のあり方等、貴重なご意見を賜ったと理解しているところではあります。

今後もいただいたご意見等を、下水道事業の運営に反映させていただきたいと思っております。

本当に長い、貴重なお時間をいただきながら、審議いただき、今回答申をいただいたこと、重ねて、お礼を申し上げます。

ありがとうございました

終了 午後3時00分